

山口県ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

最終改正：令和8年1月29日

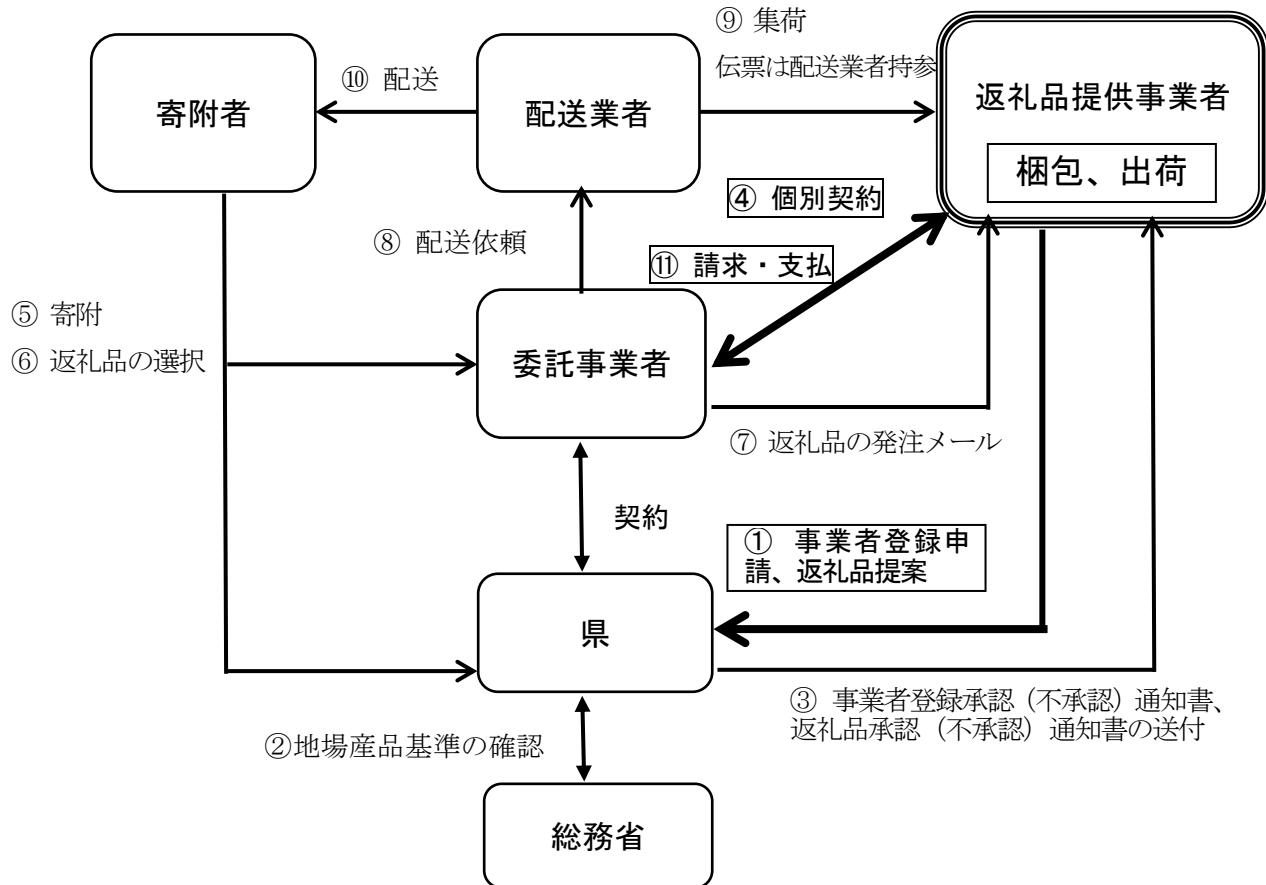
1 目的

山口県（以下「県」という。）では、ふるさと納税制度により、県へ寄附いただいた県外在住の寄附者に対し、返礼品として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、県内農林水産業や観光業等を支援するとともに、県の魅力発信、県内産品のPR並びに販路拡大、観光客の誘致を行い、関係人口の創出・拡大を図ることとしています。このため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」）を募集します。

2 事業概要

- (1) 返礼品は、寄附者が寄附金額に応じてふるさと納税ポータルサイトから、希望する返礼品を自由に選択できる形となっています。提供いただく返礼品が、ふるさと納税返礼品として認められた場合は、県が利用契約しているふるさと納税ポータルサイトを通じて広く紹介します。
 - (2) ふるさと納税の返礼品取扱業務を効率的・効果的に運営するため、県は返礼品の取扱業務全般を指定する委託事業者に委託します。
- 返礼品提供事業者は、自社製品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わす必要があります。

【事業イメージ】



3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、県が返礼品提供事業者として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- (1) 県内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、県内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体又は個人事業者（以下「事業者」）であること
- (2) 県税のほか、国税、市税等に未納のないこと
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供を行っていること
- (4) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び山口県暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- (5) インターネットに接続できる環境があり、県及び県が委託する事業者とメール等のやりとりが可能であること
- (6) 県が利用契約しているふるさと納税ポータルサイトにより、返礼品の受発注管理が可能であること

4 返礼品の要件

(1) 3の要件を満たす事業者が生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている生鮮食品、加工食品、工芸品等であり、以下の要件に全て適合している必要があります。ただし、要件に適合していても、県が返礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではありません。

- ① 返礼内容が、各種の県事業において認定・受賞を受けたものであること、又は、県が開発に深く携わったものであること、サービスについては、来県を促す効果があると認められるものであること
- ② 総務省が定める地場産品基準（平成31年総務省告示第179号（以下、「総務省告示」という。）第5条）のいずれかに適合するものであること
- ③ 県の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素をもつ商品等であること
- ④ 品質及び数量の面において、安定供給が見込める。ただし、季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること
- ⑤ 食品については、委託事業者及び配送業者と調整の上、寄附者に商品到着後少なくとも5日間の賞味（消費）期限が保証されるものであること
- ⑥ 食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているものであること
- ⑦ 地場産品基準3号に該当する返礼品については、県内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明が、別記様式3により、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされること

- ⑧ ⑦において証明した内容について、総務大臣の定めるところにより県のホームページにおいて公表されることを承諾すること
- ⑨ 体験型サービスにおいては、次に掲げる要件を全て満たすこと
 - ・県内でサービスが提供されること
 - ・県内の地域資源を利用していること
 - ・当該サービスの主要な部分が山口県に相当程度関連性のあるものであること
 - ・寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行し、事前に指定日を設けないものについては、送付後1年程度の有効期限を設けることができること
 - ・天候等の理由でサービスの提供ができない場合は、代替日等を設定すること
 - ・安全性の配慮に努めること
- ⑩ 県が委託する業者指定の宅配業者による配送が可能な商品等であること
- ⑪ 返礼品に関する情報（返礼品の説明文や写真データ等）が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること

【各種の県事業における認定・受賞の例】

- 山口グット產品
- やまぐちブランド
- やまぐち三ツ星セレクション
- エコやまぐち農産物
- 山口海物語
- 山口県水産加工展受賞製品
- 山口県芸術文化功労賞受賞者作品
- 地場產品基準8号口（共通返礼品）又はハ（地域資源）に認定され、県内全域で返礼品とすることが認められたもの
- ※地域資源：やまぐち和牛燫（精肉）、はなっこりー

（2）（1）の規定によらず、知事が特に認めたものについては、返礼品として認められる場合があります。

（3）食品を扱う返礼品提供事業者の留意事項

- 総務省告示第2条第3号の規定に基づき、地場產品基準及び食品表示法を遵守し、次の各号に留意すること。
- ① 当該食品の産地名を適正に表示すること
 - ② 本要項に基づき、定期的に必要な調査等を行うとともに、県が必要と認め、調査（実地調査を含む。）を行う場合は、当該調査・確認に応じること
 - ③ 地場產品基準、食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うこと

- ④ 地場産品基準・食品表示法の違反があった場合は、返礼品の承認を取消し、民法の規定に従って、当該違反によって生じた損害を賠償する責任を負うこと

5 寄附金額と返礼品の価格等

返礼品は、寄附金額の区分に応じて募集します。寄附金額区分は原則として下表のとおりです。返礼品の価格は寄附金額の3割を上限とし、県が負担します。

なお、返礼品の価格には、消費税及び地方消費税、梱包代を含むものとし、寄附金額の決定における詳細は下記のとおりです。

(1) 返礼品の送料は、原則県で負担しますが、関東地方への送料を基準に経費率を計算し、募集費用（ポータルサイト手数料、返礼品代金、返礼品送料等）の総額が寄附金額の47%を超える場合は、1,000円単位で調整します。

したがって、要冷蔵、冷凍、配送事業者の規格を超える返礼品については、送料が通常より高くなるため、原則を上回る寄附金額を設定する場合があります。

(2) 物価変動等により、募集費用の総額が寄附額の47%を超える場合は、寄附金額を変更する場合があります。

【寄附金額区分表】

(令和8年2月1日現在)

	寄附金額区分	返礼品の上限額 (税込、梱包代込)
①	7,000円以上	2,000円
②	10,000円以上	3,000円
③	14,000円以上	4,000円
④	17,000円以上	5,000円
⑤	20,000円以上	6,000円
⑥	24,000円以上	7,000円
⑦	27,000円以上	8,000円
⑧	30,000円以上	9,000円
⑨	34,000円以上	10,000円
⑩	37,000円以上	11,000円
⑪	40,000円以上	12,000円
⑫	44,000円以上	13,000円
⑬	47,000円以上	14,000円
⑭	50,000円以上	15,000円
⑮	60,000円以上	18,000円
⑯	70,000円以上	21,000円
⑰	80,000円以上	24,000円
⑱	90,000円以上	27,000円
⑲	100,000円以上	30,000円

㉐	110,000 円以上	33,000 円
㉑	120,000 円以上	36,000 円
㉒	130,000 円以上	39,000 円
㉓	140,000 円以上	42,000 円
㉔	150,000 円以上	45,000 円
㉕	160,000 円以上	48,000 円
㉖	170,000 円以上	51,000 円
㉗	180,000 円以上	54,000 円
㉘	190,000 円以上	57,000 円
㉙	200,000 円以上	60,000 円
㉚	300,000 円以上	90,000 円
㉛	返礼品価格が寄附金額の 30%以内となるよう寄附金額を 100,000 円単位で設定する。	90,001 円以上

【寄附金額決定の具体例】

(例 1) 返礼品の額が 5,500 円の場合 ⇒ 寄附金額 : 20,000 円

(例 2) 返礼品の額が 5,500 円で、募集費用の総額が寄附金額の 47%を超える場合

- ・基準寄附金額 : 20,000 円 → 経費率 48%
- ⇒ 調整寄附金額 : 21,000 円 → 経費率 47%
- ⇒ 寄附金額 : 21,000 円に決定

(例 3) 返礼品の額が 95,000 円の場合

$$95,000 \text{ 円} \div 0.3 = 316,666 \text{ 円} \Rightarrow \text{寄附金額} : 400,000 \text{ 円}$$

6 返礼品提供事業者として登録することの効果

(1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品及び事業者の P R ができます。

ただし、返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告は総務省告示第 2 条第 1 号ハにより禁止されていることに留意してください。

(2) 返礼品発送時に自社製品等のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、P R を図ることができます。ただし、パンフレットやチラシ等の送付は、返礼品発送時の同封に限り、返礼品のみの場合と送料が変動しない範囲とします。

7 募集期間

返礼品提供事業者及び返礼品の提案については、隨時募集を行います。

8 申請・決定方法

(1) 次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、山口県税務課企画班へ郵送又はメール等で提出してください。なお、申請にかかる費用の一切は、申請者の負担とします。

申請書受付後、県で審査を行い、総務省による地場産品基準の確認を経て適当と認められる場合は返礼品提供事業者として決定します。

①山口県ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式1）

②返礼品提案書（様式2）

③【地場産品基準3号返礼品の場合】

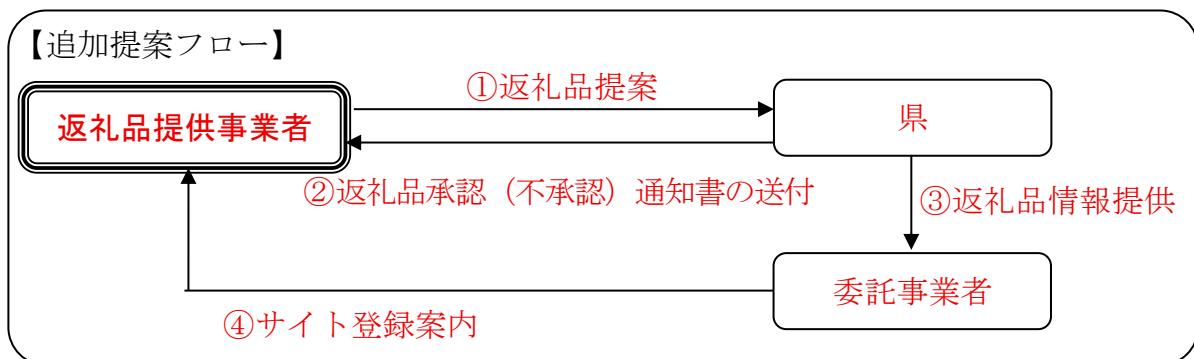
地方団体の区域内において製造等を行うことにより返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明書（様式3）

※セット商品や地場産品基準6号の返礼品で個別の商品が地場産品基準3号に該当する場合は、その個別の商品についても提出が必要です。

④事業者概要（任意様式）（パンフレット等でも可）

ただし、県事業において認定・受賞を受ける際に、事業者情報や返礼品の内容等、これらの書類に類するものを既に県の事業担当課に提出している場合は、書類提出の省略が可能です。その場合は、山口県税務課企画班にお問い合わせください。

(2) 返礼品を追加で提案する場合は、上記②（③）を山口県税務課企画班へ郵送又はメール等で提出してください。県で承認後、県から委託事業者に返礼品等の情報を提供し、ポータルサイト掲載の手続きを案内します。



9 返礼品の内容変更等

(1) 返礼品提供事業者は、返礼品提供事業者登録決定及び返礼品決定後に、登録した事業者情報及び返礼品内容を変更・辞退する場合には、委託事業者へ報告するとともに、事前に県に返礼品提供事業者登録及び返礼品の変更・辞退届（様式4）を提出すること。なお、変更・辞退で発生する費用は返礼品提供事業者の負担とします。

また、届出内容により、総務省に確認を要する場合（返礼品の数量や重量、必要寄附金額等の軽微な変更を行う場合を除く。）や県との協議を要する場合があります。

(2) (1) による届出書の提出が必要な項目は、以下のとおりとします。

事業者登録に関する情報	返礼品に関する情報
①所在地	①返礼品名
②名称	②返礼品の価格
③連絡先	③内容 ④地場産品基準の類型（区域内で生産された原材料の割合や区域内で行われる工程の割合に変更が生じる場合は、基準に適合するか留意すること。）